

堺市議会国際交流推進議員連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、「堺市議会国際交流推進議員連盟」と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、姉妹都市及び友好都市等の海外諸都市との国際的な文化・経済交流をはじめ、国連機関や外国公館との連携等に関する調査研究活動を行い、もって市民の福祉向上に供する政策に反映させ、本市の国際都市としての発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 海外各都市、在堺国連機関及び外国公館との相互交流事業
- (2) 海外各都市の調査・研究事業
- (3) 国連機関及び外国公館等の誘致に係る調査・研究事業
- (4) 前3号に掲げる事業に資する議員派遣事業
- (5) その他、役員会で決定した事業

(組織)

第4条 本連盟は、本連盟の目的に賛意を表する堺市議会議員（以下「会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 本連盟に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 1名

2 前項に規定する者のほか、会長が必要と認めるときは、顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 会長には議長を、副会長には副議長をもって充てるものとする。

2 前条第1項第3号から第6号に規定する役員は、総会において選任するものとする。但し、前条第2項に規定する顧問については、会長が指名するものとする。

3 役員任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

4 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

(役員職務)

第7条 会長は本連盟を代表するほか、総会及び役員会を招集し、会議の議長となるものとする。

2 副会長は、会長を補佐する。但し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、これを代理する。

3 常務理事は事業の企画立案を行い、本連盟の運営を担当する。

4 理事は常務理事を補佐し、本連盟の運営の連絡調整を担当する。

5 会計は、本連盟の経理を統括する。

6 監事は、本連盟の会計を監査する。

(会議)

第8条 本連盟に次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会及び臨時総会

(2) 役員会

(総会)

第9条 総会は年1回開催し、臨時総会は役員会の決定により開催するものとする。

2 総会は、本連盟の重要事項について議決するものとする。

3 総会は、会員の半数以上の出席をもって成立するものとする。

4 総会の議事は、出席した会員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、常務理事、理事及び会計をもって構成し、役員会の議事は、出席した役員（議長を含む。）の過半数をもって決する。

2 役員会は、会長が必要と認めたときに開くものとする。但し、役員（監事を除く。）の3分の2以上の要求があれば、会長はこれを開かなければならない。

(経費)

第11条 本連盟の所要経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

2 本連盟の年度予算及び決算は、総会の議決を経なければならない。

(会費)

第12条 会員の会費は月額2,000円とする。

2 前項の月会費のほか、必要に応じて臨時会費を徴収することができるものとする。

(会計年度)

第13条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第14条 本連盟の事務局は、堺市議会内に置くものとする。

(規約の改正)

第15条 本規約は、総会の議決により改正することができるものとする。

(議員の任期満了又は議会の解散時の清算)

第16条 議員の任期満了又は議会の解散により会員がなくなった場合、あらかじめ役員会で決定した方法に基づいて必要な清算を行うものとする。

(解散)

第17条 本連盟は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成をもって解散することができるものとする。

2 解散に伴う必要な清算を行った後に、なお残余金が生じたときは、役員会の決定に基づき会員に還付するものとする。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、本連盟の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て定めるものとする。

附 則

本規約は、平成24年7月1日から施行する。